

平成27年雇6号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）による基本手当の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「事業所」という。）を離職し、平成〇年〇月〇日に公共職業安定所（以下「安定所」という。）において雇用保険受給資格の決定を受けた。その際、離職票に記載された賃金額について、事業主の都合による休業があり、賃金の清算をしたため、当該金額は誤っていると申し立てた。

また、請求人の退職理由についても、勤務日数が1か月間に6～9日であり、通勤時間も片道2時間30分以上であるため、生活に支障を来すことから事業所を退職したが、事業主は会社都合であると認めないため、安定所における判断を希望する旨併せて申し出た。

(2) 安定所長は、平成〇年〇月〇日、請求人の申出を踏まえ、D公共職業安定所長（以下「D安定所長」という。）に対して賃金額及び休業手当額（以下「賃金額等」という。）の補正を依頼したが、同月〇日、D安定所長は、請求人の賃金額等は、事業所、請求人、Eユニオンの三者の合意により支払われたものであり、休業日数などを踏まえたものになっていないため、補正は行わないと回答した。

(3) 請求人は、平成〇年〇月〇日、失業認定申告書を提出したが、同時に退職理由等について異議を申し立てたため、安定所長は、基本手当の支給処理を保留

とした。また、同月〇日、請求人が退職理由の申立書を提出した際、安定所長は、D安定所長からの回答を踏まえ、恩恵的なものとして支払われた賃金額等は、労働の対償とならないため、これらの訂正は行わない旨を説明した。

(4) 平成〇年〇月〇日、安定所長は、請求人の退職理由に係る申立てを踏まえ、請求人を特定受給資格者として認定した。また、同日、安定所長は請求人の支給台帳を作成し、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの基本手当の支給処理を行った。安定所長は請求人に対し、当該支給処理について電話で説明したが、請求人は、要旨、賃金額等についてD安定所長と事業所に確認をしたい、事業所に職場復帰について話す予定のため、支給は保留してほしい、と申し出たため、安定所長は当該支給処理を取り消した。

(5) 請求人は、平成〇年〇月〇日以降、同年〇月〇日の8回目の失業認定申告日まで、事業所との話し合いの必要性などを主張したため、安定所長はその都度支給判断を保留したが、平成〇年〇月〇日の失業認定申告日に、審査請求に係る手続きについて説明するとともに、請求人及び再審査請求代理人（以下「請求人ら」という。）の承諾を得た上で、判断を保留していた平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの238日分の基本手当〇円（基本手当日額〇円）を支給した（以下「本件処分」という。）。

(6) 平成〇年〇月〇日、請求人は、本件処分を不服とし、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした基本手当の支給に関する処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 雇用保険の受給者に対して支給される基本手当日額は、法第16条において、法第17条の規定によって算定された賃金日額に一定割合を乗じて算定されることとされており、請求人の場合、この割合は100分の80となる。

法第17条によれば、賃金日額は被保険者期間として計算された最後の6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して算定することとされており、さらに、この算定が困難であるとき又は算定した額を賃金日額とすることが適当でないときは、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とすることとされている。本件において安定所長が算定した請求人の賃金日額も、厚生労働大臣が定めた算定方法によって算定されたものであり、当審査会としても、当該算定方法は妥当なものであると判断する。

また、法第4条において、「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うものとされており、行政実務上、賃金日額の算定の基礎となる賃金（以下「算定基礎賃金」という。）は、被保険者として雇用された期間に対するものとして同期間中に事業主の支払義務が確定した賃金とされているところ、当審査会としては、この取扱いについても、妥当なものであると判断する。

(2) 本件における請求人の賃金日額について、請求人らは、要旨、解決金のうち月額〇円として支払われた平成〇年〇月から〇月までの分は、団体交渉の上、労使双方が労働協約として確認したことから、請求人の在職中に決定された未払賃金であって、臨時的・恩恵的に支払われたものではないため、算定基礎賃金として認めるべきと主張するので、以下のとおり検討する。

ア 確認書によれば、第3項において「解決金として金〇円（平成〇年〇月〇日から〇月〇日までの未払賃金を含めた総支払額〇円から支払済賃金〇円を差し引いた額）」を支払うと記載されており、その締結日は同年〇月〇日である。

仮に総支払額を6か月で除すると、月額は約〇円になるものの、確認書の記載のうち、どの部分が賃金額にあたるのかは明確に示されていない。また、確認書の締結日は明らかに請求人の退職日より後に締結されたものである

ことから、請求人が雇用されていた期間中に事業所の支払義務が確定した賃金とは言えない。

イ このほか、本件に係る一件資料からは請求人らの主張する月額〇円が算定基礎賃金であることを根拠づける資料は見当たらず、本件公開審理においても、当該金額について、特段の算定根拠を確認することはできなかった。

ウ このため、確認書において支払われることとなった解決金については、算定基礎賃金となるとは認められない。

(3) したがって、安定所長が算定した賃金日額〇円は妥当なものであり、当該金額を基に算出すると、請求人の基本手当日額は〇円となる。

なお、請求人らは安定所長の算定が誤っている根拠として厚生年金や雇用保険の掛金を納付している旨主張するが、これらの取扱いについては、それぞれの行政手続において個別に検討されるべきものであるので、結論を左右し得ない。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした基本手当の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。